

## (住民基本台帳法の一部改正)

第一百二十七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十三の二の項、七十五の項及び七十六の項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

## (石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第一百二十八条 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「被保険者であつて、」の下に「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。）及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。）並びに「」を加える。

第十八条第一項中「坑内員」の下に「並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者」を加える。

第二十条中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第三十三条第三項中「第九十条第二項及び第三項」を「第九十条第三項及び第四項」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第一百二十九条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛け免除し、若しくは徵収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第一百三十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の見出し中「私学共済法」を「私学共済法等」に改め、同条第四項中「私学共済法の」を

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第号。次項において「平成十九年一元化法」という。）第五条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の」に改め、同条第五項中「に係る」の下に「平成十九年一元化法第五条の規定による改正前の」を、「その他同法」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、「同法の」を「これらの法律の」に改める。

第一百四条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第一百三十一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一百七条第二項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢」に改める。

(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正)

第一百三十二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第一百三十三条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一百三十一条中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法に基づく老齢」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百三十四条 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）附則第七条の三第一項第四号」に改め

る。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第一百三十五条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第一百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第四項に規定する派遣先企業（以下この条において「派遣先企業」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以

下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

#### 第十四条第四項を削る。

第二十四条第一項中「、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と「を削る。

#### （公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第一百三十六条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

#### 第七条第三項を次のように改める。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第一百十三条第二項各号列記

以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第一百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（以下この条において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第一百十三条第二項（同条第六百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第一百十三条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第一百十三条第二項及び第五項並びに」又は同条第四項及び第五項並びにとあるのは「第一百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第一百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第一百三十七条 確定給付企業年金法の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保險者に限る。）をいう。

第三条第一項、第四条第四号、第五条第三項、第六条第二項、第十二条第一項第四号及び第五号、第二十五条、第二十六条第三号、第二十七条第四号、第七十四条第二項、第七十七条第三項並びに第八十四条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第一百十二条第六項中「第一百三十三条の二」を「第一百三十三条の二の二」に改める。

第一百十四条第三項中「積立金」を「特別会計積立金」に改める。

第一百十七条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第一百三十八条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三

年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項を削り、同条第二項中「のうち厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（確定拠出年金法の一部改正）

第一百三十九条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第二条第六項を次のように改める。

6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）をいう。

第三条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「前条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第四条第一項第二号及び第三項並びに第五条第二項及び第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第二条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十条第三号、第十一条第四号、第二十六条第一号及び第四十六条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第六十二条第三項第八号中「私立学校教職員共済法」の下に「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を加える。

（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第一百四十条 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しがして「（推進機構の役職員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しがして「（推進機構の役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「推進機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第二百七十三条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（推進機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保

険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（研究機構又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法附則第十二条の四の二第一項又は第三項）を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正）

第一百四十一条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しつとして「（開発センターの役職員であつた組合員に係る

国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しがして「(開発センターの役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例)」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「開発センターの役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金(開発センターの事業所又は事務所を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百十七条第二項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保險者であつた者(開発センターの役員又は職員であつた者に限る。)で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者(センターの役員又は職員となつた者に限る。)のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(開発センターの役員又は職員であつた期間に限る。)に係るものに限る。)及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(センターの役員又は職員である期間に限る。)に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつ

た期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正）

第一百四十二条 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（通信・放送機構の役職員であつた者に係る國家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「（通信・放送機構の役職員であつた者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「通信・放送機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前において厚生年金保険の被保険者で

あつた通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（通信・放送機構の役員又は職員であつた期間に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（総務省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（総務省共済組合の組合員であつた期間（研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（放送大学学園法の一部改正）

第一百四十三条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。